

「赤磐市持続可能な健康づくり事業」支援業務
に係る公募型プロポーザル実施説明書

令和8年6月
赤磐市保健福祉部健康増進課

「赤磐市持続可能な健康づくり事業」支援業務に係る公募型プロポーザルの手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1. 目的

この説明書は、赤磐市が実施する「赤磐市持続可能な健康づくり事業」支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、市民が楽しみながら継続的に健康づくりに取り組むことができるよう、柔軟な発想や企画力、技術力を有する最も適した者を受託候補者として選定することを目的とする。

2. 業務の概要

（１）業務名

「赤磐市持続可能な健康づくり事業」支援業務

（２）業務内容

本業務に係る業務内容については、別紙「赤磐市持続可能な健康づくり事業」支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、契約時における仕様書は、受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

（３）履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

（４）提案上限額

３，９３２，５００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記提案上限額を超えてはならない。

3. 参加資格

参加者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- （１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２） 本業務の公告日から契約締結日までの間に、赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- （３） 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成１８年赤磐市告示第１１４号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- （４） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 過去5年以内に全国の地方公共団体で類似の健康管理アプリの業務受託実績を有していること。
- (7) プライバシーマーク又はISO27001/ISMSの認証を取得していること。
- (8) 地域の特性や課題に対し、新しい技術や柔軟なアイデアを素早く実装するため、次の要件を満たすスタートアップ企業であること。
- ① 未上場かつ創業から15年以内であること。
 - ② 申請時にプロダクト（サービスを含む）を市場に提供しており、実装できること。
 - ③ 『発行済株式の総数の1/2超を単一の「対象外企業」に保有されている企業、又は発行済株式の総数の2/3以上を複数の「対象外企業」に保有されている企業』に該当しないこと。

（※対象外企業：常時雇用する従業員数が500人以上の企業）

4. 参加申込手続き

(1) 提出書類及び部数

No.	提出書類	提出部数	備考
①	公募型プロポーザル方式提案参加申込書	1部	様式第1号
②	会社の事業概要、規模、従業員数、創業年数がわかる会社案内等の資料	1部	任意様式 ・従業員数は営業所等含む人数とする。
③	事業受託実績調書	1部	様式第8号（任意様式） ・過去5年以内の全国の地方公共団体での健康管理アプリの業務受託実績（自治体名、契約名、契約期間、契約金額等）を記載すること。
④	配置予定担当者の資格・業務実績調書	1部	様式第9号（任意様式） ・配置予定担当者の業務実績（自治体名、契約期間、契約名、契約金額、主担当又は副担当等の実績等業務内容が分かるように）、業務年数、資格等を記載すること。
⑤	プライバシーマーク	1部	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づくISMS認証（ISO/IEC27001）又はプライバシーマーク登録証の写し

⑥	法人登録簿謄本	1 部	提出 3 か月以内に発行されたもの。写し可
⑦	決算書又は財務諸表	1 部	直近事業年度のもの。写し可
⑧	委任状	1 部	様式第 1 0 号 ・支店、営業所等を代理人とする場合
⑨	使用印鑑用届出書	1 部	様式第 1 1 号
⑩	印鑑証明書（法人代表者印）	1 部	提出 3 か月以内に発行されたもの。写し可
⑪	未納がないことを証明する書類（納税証明書）	1 部	国税（法人税、消費税及び地方消費税）
⑫	誓約書	1 部	様式第 1 2 号

※ 任意様式は A 4 判で作成すること。

※参加申込書類⑥～⑫については、令和 7 年度赤磐市入札参加資格者名簿（情報・通信サービス）に登録されている者は省略することができる。

（2）提出期間

令和 8 年 6 月 2 2 日（月）から令和 8 年 7 月 6 日（月）まで

（3）提出方法

持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例（平成 1 7 年赤磐市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。また、郵送の場合は、令和 8 年 7 月 6 日（月）午後 5 時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載すること。

（4）提出場所

赤磐市保健福祉部健康増進課（〒7 0 9－0 8 9 8 赤磐市下市 3 4 4）

（5）様式の配布方法

市ホームページからのダウンロードによる配布のみとする。

（6）参加資格審査結果の通知

- ① 参加資格審査結果の通知は、令和 8 年 7 月 8 日（水）までに、公募型プロポーザル方式提案参加申込書に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて通知する。なお、受信の確認を電子メールで返信すること。また、同時に書面でも通知する。
- ② 参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日から 3 日（市の休日を除く。）以内に、公募型プロポーザル方式提案参加資格不適合理由の説明要求書（様式第 3 号）により説明を求めることができる。
- ③ ②の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日の翌日（市の休日を除く。）から起算して 5 日以内（市の休日を除く。）に、回答書（様式第 4 号）により回答するものとする。

5. 質疑応答の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年6月22日（月）から令和8年6月30日（火）まで

(2) 受付方法

質疑のある提案参加者は、質問内容を質問書（様式第13号）に記入の上、令和8年6月30日（火）午後5時までに電子メールにて赤磐市保健福祉部健康増進課の下記メールアドレス宛に提出すること。

※ 電子メールの件名の先頭に「赤磐市持続可能な健康づくり事業支援業務に関する質疑」と必ず記載すること。

※ 受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。

(3) 回答

公平性を保つため、令和8年7月1日（水）までにその都度、質問内容と回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。

質問に対する回答は本説明書、仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

(4) 提出先

赤磐市保健福祉部健康増進課

メールアドレス：kenko@city.akaiwa.lg.jp

6. 参加申込の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を令和8年7月6日（月）午後5時までに提出すること。

なお、辞退することによって、市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

(1) 提出方法

下記提出先に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、市の休日を除く。また、郵送の場合は令和8年7月6日（月）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載すること。

(2) 提出先

赤磐市保健福祉部健康増進課（〒709-0898 赤磐市下市344）

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び作成要領

① 企画提案書（任意様式）

ア) 提出部数は、正本１部（押印したもの）、副本１１部とする。

イ) 提案内容は、次の表の提案項目ごとに、提案内容を具体的かつわかりやすく記載すること。

提案内容	提案内容等
基本事項	・業務の概要、方針など ・構築から運用までの業務スケジュール ・業務体制（責任者および担当者の配置等）
業務実績	・過去５年以内の他の地方公共団体での類似の履行実績 ・アプリを活用することで発揮される効果
システム概要・特徴	・ユーザー情報登録画面と操作 ・管理者画面と操作 ・ベースとなる既存アプリの利用者からの評価
提案内容	・アプリを活用することで発揮される効果 ・利便性を高めるための機能 ・ユーザー目線に立った提案
構築・運用サポート	・構築サポート体制、障害発生時の対応 ・職員研修 ・登録者増加への対策
保守	・事業実施２、３年目の保守費用
セキュリティ	・情報漏洩を防止するための対策、サーバ保管等体制 ・個人情報保護体制
価格	・見積価格

(ア) 見積書（任意様式）

ア) 提出部数は、正本１部（押印したもの）、副本１１部とする。

イ) 見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。また、費用の内訳明細も同時に作成し、添付すること。

ウ) 事業実施２年目、３年目の参考見積書も添付すること。

(2) 提出期間 令和８年７月７日（火）から令和８年７月２２日（水）まで

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前９時から午後５時までとする。ただし、市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和８年７月２２日（水）午後５時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載すること。

(4) 提出先

赤磐市保健福祉部健康増進課（〒709-0898 赤磐市下市344）

8. 審査方法等

提案参加者から提出された企画提案書等について、選定審査会において提案参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。

提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し、総合的に審査、採点を行い評価基準の評価項目ごとの点数配分に応じて得点を付与し、全審査委員の評価点の合計点（以下「総合評価点」という。）で最高点となった提案参加者を受託候補者として選定する。

総合評価点が高点の場合は、提案内容、システム概要・特徴、業務実績、構築・運用サポート、価格の順に評価点が高い者を上位とする。

なお、総合評価点の得点が250点未満の場合は受託候補者とししない。また、審査は非公開とする。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和8年7月27日（月）【時間等は別途指示いたします】

詳細は後日、提案参加者ごとに公募型プロポーザル方式提案参加申込書に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて通知する。なお、受信の確認を電子メールで返信すること。また、同時に書面でも通知する。

(2) 実施場所

赤磐市役所2階第1会議室（〒709-0898 赤磐市下市344）

(3) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。
- ② プレゼンテーションは、本業務に携わる責任者及び担当者を含め3名以内で行うものとする。
- ③ プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。
なお、当日の追加資料は認めない。
- ④ プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。
- ⑤ プレゼンテーションの時間は企画提案書の説明を30分以内とし、その後の質疑応答を10分程度とする。準備片付けは各5分とする。
- ⑥ プレゼンテーションに際して、プロジェクター等資機材が必要な場合は、提案参加者で準備すること。
- ⑦ プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 審査基準等

以下の採点項目に基づき、審査を行う。

審査項目	評価基準	配点
基本事項	・業務内容を理解し、業務の遂行にあたっての考え方、方針、提案等の概要が明確に示されているか。 ・構築から運用までの具体的なスケジュールが示されているか。 ・無理なく適切なスケジュールとなっているか。 ・業務を円滑に遂行することができる体制が整っているか。	10
業務実績	・過去5年以内に他の地方公共団体で類似の履行実績があるか。 ・アプリを利用することで発揮される効果を明確に提案できているか。	10
システム 概要・特徴	・利用者（市民）にとってわかりやすく、使いやすい仕様となっているか。 ・管理者（市）にとってわかりやすく、使いやすい仕様となっているか。 ・ベースとなる既存アプリは利用者から評価されているか。	15
提案内容	・多様なニーズに魅力的なインセンティブを提供できる提案となっているか。	15
	・利用者の健康増進につながる多様な企画が提案されているか。	15
	・毎日継続して楽しみながら利用できる親しみやすい企画提案となっているか。	15
構築・運用 サポート	・職員へのサポート体制が充実しているか。運用に向けた職員研修の実施回数や方法が示されているか。 ・導入後の運用中の市の要望やシステム障害等のトラブルサポート体制は充実しているか。 ・健康アプリ登録者増加に係る提案は効果的なものであるか。	5
保守	・事業を3年継続した場合の保守費用は妥当か。	5
セキュリティ	・情報漏洩防止対策や体制が明確に示されているか。 ・サーバ保管場所のセキュリティ対策の体制が示されているか。 ・個人情報の漏洩や事故発生時の対応扱い手順が示されているか。	5
価格	・見積価格は妥当かどうか。	5

(5) 審査結果の通知

審査結果は、ホームページで公表し、提案参加者に対し書面にて通知する。受託候補者の通知をもって本業務の受託者を確約するものではない。

また、応募のあった事業者名及びその総合評価点は審査結果公表時に公表する。個別の審査結果及び審査内容については非公表とし、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

9. 失格

提案参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽及び不備があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合

10. 契約等

(1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容の詳細について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。

(2) 契約金額

受託候補者と示談により決定する。なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

(3) 契約保証金

契約金額の10/100以上の納付を要する。

(4) その他

本プロポーザルは、本業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ確定するものとし、契約内容及び仕様書は、プロポーザル実施時の企画提案書の仕様書や採択された提案から内容を一部変更する場合がある。

上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

1 1. その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合には、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (4) 提案については、1事業者につき1提案とする。
- (5) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (8) 公募型プロポーザル方式提案参加申込書の提出から契約締結までの間に参加資格要件を欠くこととなった場合は、その時点で失格とする。
- (9) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (10) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (11) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例(平成17年条例第8号)に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象にはならない。

1 2. 担当部署

〒709-0898

赤磐市下市344

赤磐市保健福祉部健康増進課(担当: 小林、内田、佐々木)

TEL 086-955-1117

FAX 086-955-1118

E-mail kenko@city.akaiwa.lg.jp